

各学校法人理事長 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱の一部改正について（通知）

このたび、平成 26 年 11 月 4 日付けで大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が一部改正されましたので通知します。

なお、改正の主な内容は下記のとおりですので、十分に御了知いただくようお願いします。

記

1 交付要綱の主な改正内容

- |                   |                   |               |
|-------------------|-------------------|---------------|
| (1) 補助事業の種類の新設    | 特別支援教育に係る活動の充実事業  | 45 万円         |
| (2) 補助金額（上限）の改正   | 教育相談体制の整備事業       | 30 万円 → 54 万円 |
|                   | 教育の国際化事業          | 30 万円 → 54 万円 |
|                   | 学校安全（旧：防災教育）の推進事業 | 8 万円 → 45 万円  |
| (3) 補助対象経費（下限）の設定 | 20 万円以上           |               |
| (4) 補助事業の種類の新設    | 環境教育の推進事業         |               |

2 適用

改正後の要綱は、平成 26 年度の補助事業から適用する。

※本文及び改正後の要綱等については、下記ホームページアドレスからダウンロードしてください。

【大阪府ホームページアドレス（各学校への通知及びお知らせ等）】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

お問い合わせ先

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 新田

TEL：06-6210-9274（直通）